

「自衛隊は今、どうなっているの？」

～日本の安全保障政策と憲法9条～

半田 滋(東京新聞編集委員)

2008年4月26日(土)

於 サンプラザ市原

はじめに

日本の安全保障政策は憲法9条に従い、専守防衛。
実力は国防費だけでは語れない。
冷戦後、海外活動が本格化。
9条のしぼりの中で対米支援へますます傾斜。

- 1 国連平和維持活動(PKO)
 - ・ 大きく変わった武器使用基準
 - ・ テロ特措法、イラク特措法では軍隊並

- 2 テロ特措法の問題点
 - ・ アフガニスタン攻撃は米国の戦争
 - ・ 変化したインド洋の活動

- 3 イラク特措法はテロ特措法の子供
 - ・ 学習した陸上自衛隊
 - ・ 違憲とされた航空自衛隊の空輸活動

- 4 イージス護衛艦「あたご」の衝突事故
 - ・ 石破イニシアチブで混乱に拍車
 - ・ 拡大する任務と事故の因果関係

- 5 ミサイル防衛の問題点
 - ・ 政治を誘導した前事務次官、守屋被告
 - ・ 防御的兵器の説明ではすまない

- 6 米軍再編の狙いとは
 - ・ 米軍の目標は第5空軍と第1軍団の出入り
 - ・ 始まる自衛隊と米軍の連携

- 7 行き着くところは憲法改悪
 - ・ 昨年11月の党首会談で恒久法の議論
 - ・ 邪魔者になる憲法9条

以 上

半田 滋 新防人考 変ぼうする自衛隊

第一部 イラク派遣の実像

- < 1 > “戦死” 覚悟し儀式準備(2007年1月10日)
- < 2 > 任務決定 安全優先 米軍と一線(2007年1月11日)
- < 3 > 活動資金 ODA部隊の保険に(2007年1月12日)
- < 4 > 襲撃対処 実弾装てん 迷いなく(2007年1月13日)
- < 5 > 多国籍軍 “サムライ” 世界が注目(2007年1月14日)
- < 6 > 制服の外交官 組織文化 否定と肯定(2007年1月15日)
- < 7 > 自力に限界 民間活用が不可欠に(2007年1月16日)

第二部 続・イラク派遣の実像

- < 1 > 『訓練ではない 実戦だ』(2007年3月25日)
- < 2 > 非戦闘地域 『法の空白地』を飛ぶ(2007年3月27日)
- < 3 > 空輸の実態 米兵の『タクシー』に(2007年3月28日)
- < 4 > 支援協定 進む米軍との一体化(2007年3月29日)
- < 5 > 米軍情報 提供支える『一心同体』(2007年3月30日)

第三部 海を越える新任務

- < 1 > 日常化するインド洋派遣(2007年5月27日)
- < 2 > 海幕主導 背広組に広がる疑心(2007年5月28日)
- < 3 > P S I 米主導でも海自意欲(2007年5月30日)
- < 4 > P 3 C 豪派遣 多国間安保へ(2007年6月1日)
- < 5 > 陸海連携 物心両面で違い露呈(2007年6月2日)

第四部 文民統制の真相

- < 1 > 『開戦』半年前 極秘チーム(2007年8月19日)
- < 2 > 米軍支援を復興と強弁(2007年8月20日)
- < 3 > 米中枢テロ後 制服組が政治家誘導(2007年8月21日)
- < 4 > 『湾岸』トラウマ 海外活動拡大後押し(2007年8月22日)
- < 5 > ガイドライン 悲劇の裏で同盟強化(2007年8月23日)

第五部 国防と海外活動のはざままで

- < 1 > もろ刃のミサイル防衛(2007年12月19日)
- < 2 > 消えぬ空母保有の夢(2007年12月21日)
- < 3 > 海外活動 文民と連携(2007年12月22日)
- < 4 > 悩めるハイテク部隊(2007年12月23日)
- < 5 > 装備巨額化増す負担(2007年12月25日)

第四部 文民統制の真相 <1> 『開戦』半年前 極秘チーム 2007年8月19日

「このままでは派遣できない。国連決議を取ってほしい」。2003年4月16日夜、東京・東五反田の仮公邸。小泉純一郎首相はブッシュ米大統領に電話で訴えた。

一カ月前、米国がイラク攻撃を開始した。「日米同盟を強化する」。小泉首相は早くから、自衛隊のイラク派遣を固めていた。

問題は派遣の根拠だった。ストレートに日米同盟を持ち出せば、米国追従と批判され、計画が頓挫するかもしれない。「自衛隊派遣＝国際貢献」と説明するには、国際社会がイラクを復興支援するとの国連決議が不可欠と、小泉首相は考えた。

さまざまな外交ルートを通じて、日本の意思が米国に示された。米国は国連でロビー活動を展開する。大規模戦闘が終了した後の5月22日、国連安保理で望み通りの決議1483は採択された。

国連決議をまとめた直後、来日したアーミテージ米国務副長官は、自民党の山崎拓幹事長に上機嫌で語りかけた。「決議が取れたんだ。特措法をつくってもいいじゃないか」。山崎氏は「首相や私が国連決議を必要最低条件としていたので、米国が必死になった」と振り返る。

ロシア、中国、フランスといった主要国が開戦に反対し米国が孤立する中で、真っ先にイラク戦争を支持した日本は、掛け替えのない伴走者と映ったに違いない。

5月下旬、小泉首相は「新法でやってくれ」と、福田康夫官房長官にイラク特措法の策定を正式に指示する。

だが、開戦の半年も前から、内閣官房のうち十数人の官僚による特措法策定の作業はひそかに始まっていた。首相官邸向かいにある内閣府の片隅に建てられたプレハブ小屋。きしむ廊下の先にある一室が

作業場に充てられた。

官僚トップとして、五人の歴代首相を支えた古川貞二郎官房副長官は「武力行使が始まったら日本は何ができるのか、頭の体操をしてくれ」と指示を出した。

奇妙なのは外務省、防衛庁が外されたことだ。内閣官房の官僚の大半は各省庁からの寄せ集め。もちろん外務省、防衛庁からの出向者もいる。情報漏れを恐れた内閣官房は“本家”との相談さえ禁じた。

古川氏は「首相が正しい決断ができるよう準備しておくのが行政官の鉄則だ」としながらも、「福田官房長官には逐一、報告していた」と事務方の独走でなかったと強調する。

小泉首相が新法制定を表明したわずか二日後の03年6月9日、「人道・復興支援活動」「安全確保支援活動（米軍の後方支援）」を柱とする特措法案は与党に提示される。早くから準備していた成果だった。

誤算があった。柱の一つ「大量破壊兵器の処理支援」には、防衛庁から「自衛隊には処理能力がない」との異論が出て、法案からあっけなく削除された。

内閣官房が重要視したのは「大量破壊兵器は必ずある」と繰り返した米国の情報であり、自衛隊の能力は眼中になかった。手際よい作業とは裏腹に情報は偏っていた。

後に米国は「大量破壊兵器はなかった」と修正し、戦争の大義が揺らいでいる。イラク戦争の是非に言及していない国連決議をよりどころにした日本は検証のきっかけをつかめず、自衛隊派遣を続けている。(肩書はいずれも当時)

(この連載は編集委員・半田滋、政治部・本田英寛、横浜支局・中山高志が担当します)

<制服組インタビュー> イラク派遣時陸上幕僚長 先崎一(まさきはじめ)氏(63)

へり派遣 真剣に検討

イラク特措法が2003年7月に成立した。陸上自衛隊の対応は。

「イラク戦争をみていて、いずれ出番が来ると思った。(イラク特措法が国会上程される五日前の)6月2日、陸上幕僚監部に準備室を立ち上げ、内々に検討を開始した」

アフガニスタン派遣には消極的だったが...

「アフガン派遣は北大西洋条約機構(NATO)から要請があった。示された地域は奥地で、補給線が伸びきってしまう。この要請を断ったことがイラク派遣につながった」

イラクではどんな活動を想定したのか。

「国連平和維持活動(PKO)の経験からも施設復旧や医療に限定されると思った。だが、ローレス米国防副次官からはヘリコプターによる航空輸送を求められた。陸自には砂漠でヘリを運用した実績がない。(04年1月に)人道復興支援を行う部隊を送り込む一方で、ヘリの派遣を真剣に検討した」

えっ、ヘリ派遣を考えていたのか。

「その通りだ。大型のCH47ヘリコプターを持つ千葉県木更津の第一ヘリ団に準備を命じた。ミサイルからの回避訓練を開始していたが、政治決定がなく、派遣には至らなかった」

米軍ヘリが何機も撃墜されている。派遣していれば、相当厳しい活動になったのでは。

「私がイラクへ激励に行った時のことだ。バグダッドから米軍ヘリで陸自のサマワ宿営地に向かったところ、ヤシの木立から銃の発砲を示す白煙が上がった。すると米兵二人がドアを開け、地上に向かって機関銃を構えた。応射はしなかったが交戦寸前。見えない敵を撃つのが、自衛隊の武器使用基準では対応が困難だと思った」

陸上自衛隊の撤収後、自衛隊法が改正され、海外活動が本来任務に格上げされた。

「サマワで一緒になったオランダ軍は、隊長レベルの判断で工事を発注できるカネを持っていた。海外活動を本格化させるなら、部隊長の権限の範囲で自由に使えるカネを持たせる必要がある。部隊に裁量権がないと危険な事態を回避する選択肢が狭くなる」

イラク派遣で得た教訓や感想は何か。

「(1)他国の軍隊と対等に活動できることが分かり、自信がついた(2)半世紀に及ぶ教育・訓練、人材育成が間違っていなかった(3)地域と一体化するという陸自の伝統が生きた(4)五つある方面隊から多くの隊員を派遣したことで意識改革に成功した - の四点。自衛隊の海外派遣は国家意思の表明そのものだ。国にとって『自衛隊の力』が『外交の力』であると広く理解されたのではないか」

< 記者の一言 > 1992年の海外派遣開始から、陸上自衛隊の死者はゼロ。憲法九条の制約から、活動内容が限定されていることが最大の理由だ。

第四部 文民統制の真相 <2> 米軍支援を復興と強弁 2007年8月20日

「いつまでも進むのか。どう国民に説明するのか」。今年3月20日朝、自民党本部であった国防関係合同部会。政府側の説明が終わると、加藤紘一元幹事長の怒声が響いた。

政府は航空自衛隊の派遣を二年間延長するイラク特措法改正案の了承を求めた。柳沢協二官房副長官補は「イラク復興のために長丁場の支援が必要」と

いうが、なぜ一年でなく二年なのか、延長幅の根拠を示さない。

議員よりも説明役の官僚が多く、空席が目立つ。加藤氏以外に反対意見はなかった。合同部会長の山崎拓元幹事長が「二年延長に賛成の人が多く、加藤先生には申し訳ないが了承してほしい」と引き取り、党として延長を認めた。

加藤氏は「自民党は事なかれ主義だ。政府の責任逃れの理屈にそのままのみ込まれている」。一方、山崎氏は「政府の姿勢は強い。空自派遣を、日米同盟の証しにしたいのだ。延長しなければ今の政権が困るから、了承した」と打ち明ける。

これがイラク特措法を成立させ、自衛隊を送り出した政府・与党の姿である。自衛隊の活動は人道復興支援を行っていた陸上自衛隊が撤収した昨年7月以降、その性質を大きく変えている。

イラク特措法に基づく基本計画は「人道復興支援活動が中心」と明記。米軍の後方支援に当たる「安全確保支援活動」を「人道復興支援の活動に支障を及ぼさない範囲で実施する」としている。

活動を続ける航空自衛隊は、クウェートを拠点にイラクとの間を週四回定期便として運航している。政府は空輸の中身を公表していないが八割以上が米兵や米軍物資だ。

その米兵の大半が治安維持に当たっているため、基本計画はもはや空文化している。7月10日、基本計画は一年間延長されたが、「人道復興支援が中心」との内容は変わらなかった。

内閣官房幹部は「変更が必要か否か検討した。その結果、自衛隊の活動は特に変わっていないから変更する必要はないと判断した」と断言。米軍空輸が

大半を占めている現状について「量の問題ではない。日本が政策的に重視しているから実施している」と開き直りとも取れる説明を繰り返す。

基本計画を修正しない理由を防衛省幹部は、安倍晋三首相が「多国籍軍兵士も人道復興支援活動に従事している」と述べた5月14日の国会答弁を引き合いに出し、「基本計画を修正するなら、これまでの国会答弁は何だったんだという話になる」。過去の答弁との整合性を保つために、基本計画は変えられないというのだ。

山崎氏は「空自にとっては、米軍の後方支援が主たる任務であることは間違いない。国連に対する職員や物資の輸送、つまり人道復興支援はとってつけたような話だ。野党も国会で真剣に政府を追及していない」と、国会がシビリアンコントロール(文民統制)の役割を果たしていないと嘆いてみせる。

防衛省は空自撤収を検討していない。「日米同盟の象徴だ。派遣を延長しないなんて選択肢は最初からなかった」と話す幹部さえいる。

初めから派遣延長ありきの行政府に対し、チェック機能を果たさない立法府。対米支援に傾斜したイラク派遣の実態は、国民に語られることもない。国民の支持を受けない活動は、派遣された隊員のストレスにしかならない。(肩書はいずれも当時)

<制服組インタビュー>

バグダッド空輸時の航空幕僚長 吉田正氏(59)

米軍撤収までは引けぬ

イラク派遣から一年後航空幕僚長になった。撤収についてどう考えていたか。

「会見では言わなかったが、米軍の大部分が撤収するまで、自衛隊は引き揚げられないと思っていた。米軍全体の空輸量からみれば、空自の仕事は歯牙にもかからない。イラクに日の丸が立つことに米国は価値を見いだしている。国内事情で引いてはまずいのだろうと考えていた」

陸上自衛隊は昨年7月に撤収した。

「陸自はサマワにいて米軍との関係が薄かった。

空自が現在も活動を続けることで、アフガニスタン派遣やアフリカのダルフール派遣を求める他国の声を抑制している」

陸自撤収後、バグダッドへの空輸を始めた。

「クウェートの米軍や近隣国にある米軍調整所は『無理なくていい』と言ってくれるのに、米国防総省など中央は『もっとイラクの奥に行ってくれ』と求めてきた。現地を無視していて、教条的な感じがした」

でも断らなかった。

「米軍はバグダッド便を数多く飛ばしている。民航機が自由に飛べるまで、軍の輸送機はいくらあっても足りない」

国連空輸ではバグダッド経由で先のアルビルまで行っている。

「私は国連を運ぶことには反対だった。米軍も国連空輸を無視している。アルビルには民航機が飛んでおり、軍用機で運ぶ必要がないからだ。国連空輸を目玉にすると、米軍が撤収しても空自が撤収できなくなる恐れがある。政治の決定だから、仕方がないが...」

実際の空輸は国連職員より米兵が圧倒的に多い。「人道復興支援が中心」と明記している基本計画と合わない。政府は情報開示もしない。

「尺度は量ではない。人道復興支援の人やモノを優先して運んでいる。空輸の実態を隠す必要はない。

説明すべきだ」

空自のC130輸送機は、戦闘地域を飛ぶこともあるのでは？

「地図で示せるならともかく、どこが戦闘地域か否かの判断は飛行機乗りの世界になじまない。下から弾を撃たれるかどうか脅威の度合いを判断して、飛ぶかやめるか決めるだけだ」

バグダッド近くで、C130がミサイルに狙われていることを示す警報が出ることがある。

「実際にミサイルが飛んできているのかどうか分からない。警報機の誤作動もある。危険度と任務をはかりにかけて活動を続けている。私は首相官邸で『万一撃たれても騒がないでほしい』『はしごを外さないでほしい』と求めた。テロと同じで、どこで攻撃を受けるか分からない活動だからだ」

< 記者の一言 > 首都バグダッドへの空輸は危険を増し、6月以降、欠航が相次いでいる。それでも活動を続けるのは「対米支援のため」であることが吉田氏の言葉からも分かる。

第四部 文民統制の真相 <3> 米中枢テロ後 制服組が政治家誘導 2007年8月21日

2001年9月11日の米中枢同時テロ直後、小泉純一郎首相の指示は極めて短かった。

「無駄な時間を使わないように」

対米支援を早急に打ち出したい強い意思が込められていた。

古川貞二郎内閣官房副長官は内閣法制局に連絡し、自衛隊の海外派遣をめぐる法的問題を論議する会議に幹部を出席させるよう迫った。省庁や内閣官房が法案を作成し、法制局のチェックを受ける通常の手法では時間がかかるからだ。

同日15日午後、法制局次長に加え副長官補、外務省、防衛庁の幹部らがひそかに官邸の古川副長官室に集まった。

「周辺事態法を適用すればいい」との声も出たが、派遣先に想定されるアフガニスタンやパキスタンを「日本周辺」とするには無理がある。会議は新法づ

くり傾いた。

官房長官だった福田康夫氏は「17日に新法をつくる案が出てきた。公明党にも話を始めた」と振り返る。テロ発生からわずか七日目のことだ。

外務省も動いていた。野上義二外務次官は12日、省幹部に新法の原案づくりを指示。数日後、米国では柳井俊二駐米大使が米國務省でアーミテージ國務副長官と会談して、自衛隊派遣を求める公電を日本に送った。

外務省の動きが、官邸のテロ特措法制定を呼び込んだと外務省OBは振り返る。

「米国による対テロ作戦を支援する」という国内外の世論を追い風に政治家や官僚たち。その裏側で、自衛隊は独自の動きを見せていた。

陸上自衛隊の頭脳とも言える陸上幕僚監部の佐官たちは、制服を背広に着替え、ひそかに政治家詣で

を繰り返していたのだ。陸自部隊のアフガニスタン派遣を求める自民党内の声に対し、派遣を思いとどまるよう説くことが目的だった。

「武器使用基準が厳しすぎて、自衛隊は自分の身さえ守れない」。そんな話が永田町で広まるのに、時間はかからなかった。陸自派遣は見合わされ、海上自衛隊によるインド洋での洋上補給にとどまることになった。

制服組が防衛庁(省)の背広組を飛び越えて、直接政治家に接触することはシビリアンコントロール(文民統制)の観点からタブーとされ、防衛省幹部は「絶対に許せない」と問題視する。

ただ、制服組の行動は、海外活動に必要な条件整備を棚上げして、「日本の独自判断による海外派遣」を加速しようとする流れに無理があることを示している。

当時の政府関係者は、制服組のロビー活動が政治決定を左右したとの見方を強く否定する。「世界貿易センターが崩れ落ちた衝撃が、それほど大きかったということだ」。福田氏は、こう回顧する。

今年1月、欧州を歴訪した安倍晋三首相は北大西洋条約機構(NATO)理事会で、アフガニスタン問題などの解決に向け、「自衛隊の海外活動をためらわない」とスピーチした。

しかし、防衛省にアフガン派遣を検討する動きは一切、みられない。陸自幹部はいう。「アフガンは内陸部にあるので補給に無理がある。治安も悪化している。派遣はまず、あり得ない」

制服組が文民を誘導する「逆のシビリアンコントロール」。軍事常識を欠いているとの自覚からか、政治サイドは不思議なほど、耳を傾けるといふ。(肩書はいずれも当時)

<制服組インタビュー>

インド洋派遣時の海上幕僚長 石川亨氏(62)
洋上補給6年 『哨戒』検討を

2001年の米中樞同時テロの直後、在日米海軍司令官と対応策を協議したのか。

「在日米海軍司令官は深夜の電話で『海からのテロが怖い』と言った。当時、横須賀基地には空母キティホークが停泊していた。虎の子の空母がテロ攻撃を受けたら、大変なことになる。海上自衛隊で横須賀基地や佐世保基地の警戒・監視を強めた」

その後、避難のため出航したキティホークを海自護衛艦二隻が護衛して、集団的自衛権の行使と報道され、首相官邸が激怒した。海自の独走だったのか。

「海自に米艦艇を警護する権限はない。防衛庁で議論して、防衛庁設置法の『調査・研究』を根拠に出航させることにした。もちろん長官や事務次官も承知していた。官邸が激怒した理由はいろいろ推測できるが、追及しないことにした」

誤解を生むような行動をとる必要はなかったのでは。

「米国との信頼関係の問題だ。米国が攻撃された。日本が何もしないではすまされない。日米関係は対等といわれるが、実際には日本は米国なしでは生きていけない」

01年10月にテロ特措法がスピード成立し、インド洋での洋上補給が始まった。海自が政府に提案したのか。

「防衛庁で支援策を考え、官邸に示した。現行憲法下で一番適当なのが洋上補給だった」

イージス護衛艦の派遣では自民党から反対があった。

「マスコミに責任がある。イージス派遣をあたかも攻撃にいくかのように報道した。高い防空能力はいち早く、危険を察知して退避するのに役に立つ。説明は難しいものだ」

現地では米軍との連携はうまくいったのか。

「最初から情報交換はスムーズだった。インド洋で指揮を執る米海軍第五艦隊司令官から『そばにい

てくれるだけでうれしい』と感謝された」

この活動を続けるべきなのか。

「洋上補給が始まって六年がたつ。緊急事態だったから無償で燃料を提供した。この活動が未来永劫(えいごう)でよいのか疑問はある。他国の艦艇のように哨戒活動にあたることも検討すべきではない

か」

テロ特措法の延長問題は臨時国会の焦点になる。

「米中枢同時テロ以降、日本の専守防衛の流れが変わってきている。国際社会で応分の責任を果たさなければならない」

<記者の一言> インド洋での活動は特措法という日切れ法を、四度も延長するに値するのか。防衛省は活動の詳細を伏せたまま、延長が必要と主張する。“大本営発表”をうのみにはできない。

第四部 文民統制の真相 <4> 『湾岸』トラウマ海外活動拡大後押し 2007年8月22日

「湾岸戦争のトラウマ(心的外傷)」という言葉がある。

1991年、クウェート占領中のイラク軍を多国籍軍が攻撃した湾岸戦争で、日本は130億ドル(当時のレートで1兆7千億円)という巨費を拠出した。だが、自衛隊を派遣しなかったことから「血も汗も流さない」と国際的な批判を浴びたとされる。

この時の“嫌な思い”がトラウマとなり、自衛隊を海外に送り出す原動力になった。自衛隊の海外活動が浮上するたび、国会では「湾岸戦争のトラウマ」がよみがえる。真相はどうだったのか。

91年3月、クウェート政府は米国など30カ国に謝意を示す広告を米紙に掲載した。この中に日本の名前はなかった。

当時、官房長官だった加藤紘一元自民党幹事長は「自民党の4割はけしからんと憤慨したが、6割は金で済む話ではないから仕方がない、とあきらめ顔だった」と振り返る。

ところが、実は130億ドルの大半が、多国籍軍の中核を成した米国に戦費として支払われた可能性が高いのだ。

使途が公表された追加分90億ドル(同一兆千八百億円)の内訳をみると、米国へは1兆790億円が渡ったが、クウェートへ回されたのは、はるかに少ない約6億3千万円だけ。本来の目的である戦後復興に使われていないのだから、感謝の広告に日本の名前

がないのもうなずける。

「あれは外務省のミスだ。戦費の大半を日本が負担をしたことをクウェートに説明しなかった。人的貢献をしなければ、世界的に評価されないというのは間違いだ」と元政府高官はいう。

ただ、湾岸戦争の際、政府は人的貢献を捨てていたわけではなかった。

イラクがクウェートに侵攻した90年8月、外務省の事務次官室で連日、明け方まで議論が続いていた。青年海外協力隊のような文民の派遣案と自衛隊の派遣案。事務次官だった栗山尚一氏は「自衛隊は軍隊だ」と譲らず、自衛隊を休職させて文民として派遣する案が固まった。

だが、当時自民党幹事長だった小沢一郎民主党代表は防衛庁の考えを受け入れて自衛隊派遣案を採用、国連平和協力法案として国会に提出するが、野党が反対し廃案となる。続いて現れたのが自民、公明、民社三党による「国連平和維持活動(PKO)に協力する自衛隊とは『別組織』を創設する」との三党合意案だ。「文民」をイメージさせる妥協案だった。

この別組織論は国会審議の過程で消え、自衛隊の海外派遣を柱にする国連平和維持活動協力が92年6月に成立した。殺し文句として自民党が何度も使ったのが「湾岸戦争のトラウマ」という言葉である。

それから9年。2001年9月の米中枢同時テロ直後、外務省は「湾岸戦争のトラウマを繰り返してはなら

ない」と主張。インド洋に海上自衛隊を派遣するテロ特措法は、一カ月の国会審議でスピード成立した。

自衛隊をイラクに派遣するイラク特措法の国会審議でも「湾岸戦争のトラウマ」が語られた。湾岸戦争当時、外務省条約局長だった柳井俊二前駐米大使は「自衛隊が出ていくとテレビの絵になる。130億

ドルでは絵にならないでしょう」。

「湾岸戦争のトラウマ」が生まれたきっかけは、本当に外務省のミスだったのだろうか。自衛隊の海外活動を拡大するエネルギー源としての命脈を保ち続け、ついに昨年12月には自衛隊法が改正されて海外活動が本来任務化された。“魔力”は健在なのだ。

<制服組インタビュー> カンボジア派遣時の陸上幕僚長 富沢暉(ひかる)氏(69)

派遣拒否...あり得ない

湾岸戦争を境に潮目が変わり、自衛隊の海外派遣が浮上した。

「カネだけ出しているのは具合が悪いと、政治が持ち出した。とはいえ、武力行使はできない。陸上自衛隊として何ができるか、暗中模索だった」

宮沢政権で国連平和維持活動(PKO)協力ができてカンボジア派遣が始まった。

「現地で日本人ボランティアが殺されたとのニュースは衝撃だった。隊員から死者が出ないとも限らない。家族に何といえがいいのか。記者会見でどう答えるのか。そこまで考えた派遣ではなかった」

家族にはどう言うつもりだったのか。

「それは明かせない。シビリアンコントロール(文民統制)というが、政治が責任を持つから、さあ行きなさいという万全の態勢ではなかった」

イラク派遣では陸上幕僚監部が国葬に準じる儀式を準備していた。

「すごい進歩だ。経験を重ねた成果だね。冷戦後は海外に行かなければ、自衛隊の仕事がなくなってしまう。だから新任務として始まったが、細部まで詰めなかった。振り返ると内心じくじたるものがある」

陸幕長としてルワンダ難民救援に部隊派遣した。米軍撤収後のかなり危険な任務だった。

「人道支援というので了承したが、勘違いしていて米軍撤収後の派遣になった。私のミスだ。現地治安は悪く、薄氷を踏む思いだった」

制服組が派遣を決めたのか。

「いや、もちろん政治の決定だった。当時の玉沢徳一郎防衛庁長官に『警備部隊を増やし、早い段階の撤収をお願いします』と頼むと、玉沢氏は駐留を予定していたコンゴ(旧ザイール)に乗り込み、大統領と直談判して『占領ではない。遅くとも年内に帰る』と約束し、旧ザイール軍との友好関係を取り付けた。帰国後、『帰国時期は閣議で決める』と不満が出たと聞いているが、信頼に値する行動だった」

持参する機関銃が一丁か、二丁かでもめた。

「防衛事務次官に『一丁なら行かないとは言わない』と話していたが、国会論議でやはり一丁になった。陸自OBの会合で『おまえは妥協した。希望が通らなければ横になれ(派遣を拒否しろの意)、クビになったらその次も、またその次の陸幕長も横になれ』と批判された。私は『派遣は私が決断した。ひいきの引き倒しはしないでください』と反論した」

派遣拒否の選択肢もあったのか。

「いや、ない。われわれは政治の要求は受けなければならない。『政治が悪い』という逃げ口上は言えない」

<記者の一言> 戦地派遣にはカネがかかる。陸自のイラク派遣費用は722億円。宿営地の要塞(ようさい)化などに充てられた。やっかいなのは事前に分からないこと。戦費と一緒にだ。

第四部 文民統制の真相 <5> ガイドライン 悲劇の裏で同盟強化 2007年8月23日

グラウンドは怖いほど静かだった。

1995年10月21日、沖縄県宜野湾市の海浜公園で開かれた県民総決起大会。参加した八万五千もの人々は、米兵が起こした少女暴行事件への怒りと悲しみを共有していた。

ワイシャツの袖をまくり上げ、壇上に立った大田昌秀沖縄県知事は「幼い子どもの尊厳を守れなかったことをおわびしたい」と陳謝した。若者代表の女子高生が「軍隊のない、悲劇のない平和な島を返してください」と訴えると、涙ぐむ人もいた。

集会は米兵の綱紀肅正、日米地位協定の見直しや基地の縮小など、反基地運動への取り組みを決議して終えた。日米両政府が沖縄米軍基地の整理・縮小を協議する特別行動委員会(SACO)を設置するのは翌月のことだ。

「事件をきっかけに日米関係のあり方が見直される」。そんな沖縄の期待は見事に裏切られる。翌年四月、両政府は日米の軍事協力を極東からアジア太平洋に拡大する日米安全保障共同宣言を発表。同時に米軍と自衛隊が物や労力を融通し合う日米物品役務相互提供協定(ACSA)を締結、軍事同盟は格段に強化された。

実は、事件とは無関係に、日米関係を見直す動きがひそかに進んでいたのだ。

95年9月上旬、東京・霞が関。外務省の会議室で、折田正樹北米局長とジョセフ・ナイ米国防次官補が向かい合っていた。後に延期されたが、二カ月後に迫ったクリントン大統領訪日の際に発表する日米安保共同宣言の文言を詰めていた。

共同宣言は、日米防衛協力指針(ガイドライン)見直しに言及し、日米安保体制を再確認する内容だった。

この時期、ガイドラインの見直しが浮上したのは、北朝鮮による核開発危機がきっかけだった。核開発を進めていた北朝鮮は93年3月、核拡散防止条約(NPT)脱退を表明。米国は朝鮮半島有事が起きた際、

自衛隊がどんな米軍支援ができるか、日本政府と非公式協議を繰り返した。

機雷掃海、米艦艇への洋上補給、負傷兵の捜索・救難。米国が示した支援要求は二千項目近くに上ったが、日本側の回答はことごとく「ノー」。怒った米側は、周辺有事で米軍支援が可能となるようガイドライン見直しを要求した。

折田氏は「朝鮮半島有事で日本は何もしないで済むはずがない。見直しは必要。これは日本の安全の問題だと思った」と回顧する。

大田知事は、米国の論文からガイドライン見直しの動きを早い段階からつかんでいた。ベトナム戦争当時、沖縄が米軍の前線基地と化し、地元の労働者が死体処理に従事させられた姿が脳裏に浮かんだ。

「周辺有事で日米が連携すれば、ベトナム戦争のような事態が再来しかねない」

沖縄の基地問題に注目が集まる中、日米両政府の作業は水面下で進んだ。「基地問題は重要だが、安保体制の充実もないがしろにできない」(当時の外務省幹部)との意識が働いていた。

96年4月17日、東京・元赤坂の迎賓館。クリントン大統領と橋本龍太郎首相が署名した日米安保共同宣言には「ガイドライン見直しを開始することで意見が一致した」と明記された。沖縄の少女暴行事件は、日米関係に何の変化も呼び込まず、自衛隊と米軍が一体化する最初の一步がこの日、踏み出された。(肩書はいずれも当時) =おわり

<メモ> 日米安保共同宣言 1996年4月、当時の橋本龍太郎首相とクリントン米大統領が署名した。冷戦期の日本防衛を主眼とした日米関係をアジア太平洋の広域的な同盟に移行させた。日米防衛協力指針(ガイドライン)見直しにつながった。

日米防衛協力のための指針(ガイドライン)日米安保条約の円滑な運用のために作成された日米の軍事協力方針。新旧2種類あり、冷戦後、97年改定された新ガイドラインは、日本防衛に加え、周辺有事の際の日米軍事協力を踏み込んだ。

機能する組織 まず議論

北朝鮮が1993年に核拡散防止条約(NPT)脱退を表明した。

「核開発しているとの情報があり、NPT脱退もあるかもしれないと思っていた。想像が現実になった。防衛庁だけでなく難民対策など各省庁が北朝鮮問題を検討するきっかけになった」

95年に沖縄で米兵による少女暴行事件が発生した。日米関係に変化があるとの見方もあったが、翌年には日米安保共同宣言が出され、日米関係が強化された。

「沖縄の事件は大変なことだと思った。事件は米軍基地問題の見直しを呼び起こした。ただ、基地問題にとどめるべきで、日米の枠組みは崩すべきではない。そこへ安保共同宣言だ。日米両政府は淡々とコトを進めていた」

海幕長のときに日米防衛協力指針(ガイドライン)が改定され、周辺有事の共同対処が一部可能になった。

「ずっと前から(1978年合意の旧)ガイドラインに実効性があるのか疑問だった。いざというとき、日米でどう動くか具体的な取り決めがなかったからだ。日米連携の研究をやっていたはずだが、終わったのかどうか分からない」

新ガイドラインでは日米間の調整メカニズムで協力態勢を議論すると書かれた。

「私が海幕長の時に後方支援をどうするか議論が

始まり、次に運用について検討されたはずだ。制服組は与えられた任務をきちっとやらなければならない。権限、能力を与えずに『ほら、できない』と責められても困る。そのためには平素から議論が重要だ」

北朝鮮の弾道ミサイル、核開発で国民は危機意識を持った。

「もともと自衛隊は朝鮮戦争をきっかけに生まれた。国民の軍事アレルギーから自衛隊は批判的な目で見られ、動いてはいけない組織とされてきた。ただ、私は北朝鮮の脅威より、国際貢献の積み上げが自衛隊を押し上げたとみている」

海外活動を通じて、できること、できないことがはっきりしたからか。

「『ここまでやったから次はここまでやれる』という既成事実の積み上げが一番よくない。あるべき姿をまず議論すべきだ。例えば自衛隊の戦略は何なのか、と」

有事法制など、自衛隊が行動するための法整備は進んでいる。

「他国の軍隊は『やれないこと』を明示しているから、やり方にさまざまな方法論がある。一方、自衛隊は『やれること』を決めて、あとは全部ダメだから、柔軟性に欠ける。法体系を見直さないと、必要なときに自衛隊は使えず、タイミングを逸することになる」=おわり

<記者の一言> 新ガイドラインで自衛隊が米軍と連携できるのは周辺有事までだった。昨年改定された自衛隊法で、「国際安全保障環境の改善」のため、世界各地への進出が可能になった。アフリカや南米で米軍とともに行動する日が来るかもしれない。

(この連載は編集委員・半田滋、政治部・本田英寛、横浜支局・中山高志が担当しました)

「重みが違う。“本番”で失敗すれば国民が犠牲になる」

艦隊防空のため導入された海上自衛隊のイージス護衛艦が、ミサイル防衛(MD)システムの対処艦に改造されて初の迎撃試験。「こんごう」艦長の平田峰男一佐(54)は試験前、自らに課せられた重責を口にした。

17日午後零時12分(日本時間18日午前7時12分)、こんごうはハワイ沖でカウアイ島から発射された模擬弾道ミサイルの迎撃に成功した。

海上自衛隊が訓練以外で、弾道ミサイルを探知したことが二回ある。いつ、どこへ発射されるかも分からない“本番”だった。

1998年8月31日のこと。北朝鮮の海岸から250キロの日本海で、イージス護衛艦「みょうこう」は上昇する中距離弾道ミサイル「テポドン」をとらえた。レーダー画面の真横に伸びるミサイル航跡。日本列島を飛び越えていた。

「二発目はなかったのか」。船務長だった由起中一生一佐(48)＝現あしがら艦装(ぎそう)員長＝に不安がよぎった。MD用に改修されていないイージス護衛艦は一発目の追尾が終わるまで、次に飛来する弾道ミサイルを探知することはできない。発射は一発で終わり、死角を突かれることはなかった。

二回目は昨年7月5日、北朝鮮による七発の弾道ミサイル連射だった。日本海には「みょうこう」と「こんごう」。米国の早期警戒衛星は赤外線探知によって米本土まで届く「テポドン2号」らしい噴射熱を探知したが、熱は突然消えた。

当時、こんごう艦長になっていた由起中一佐は「水平線を越えて飛んだミサイルはすべて探知した」。テポドン2号は失敗か、短距離弾道ミサイルを数発束ねた見せかけの「おとり弾」だった可能性もある。

防衛省は、北朝鮮の弾道ミサイル対処に二隻のイージス護衛艦を日本海に配備することにしている。改修されてMD対処艦となった日米のイージス艦

は、速度の遅い短距離弾道ミサイルなら二発まで連射されても高い確率で迎撃できる。

だが、日本に届く北朝鮮の中距離弾道ミサイル「ノドン」は約二百発。イージス護衛艦の探知能力、迎撃ミサイルの搭載数には限りがある。続けて何発も撃たれば防衛網は突破される。昨年の連続発射は、北朝鮮が「MDの盲点」を熟知していることを見せつける示威行動ではなかったか。

海自将官は「MDは抑止のための兵器。60%でも迎撃できれば、相手は発射ボタンを押せなくなる」と話す。MDと弾道ミサイルの関係は、冷戦期の米ソが核ミサイルを核ミサイルで抑止したのと同じ、心理戦というのだ。

弾道ミサイル防衛は米国の衛星情報が不可欠なことから、日米共同対処が決定した。日本海に展開する日米のイージス艦は目標を自動的に割り振られ、迎撃ミサイルを発射する。最大の難問は迎撃の優先順位を「誰が、どう決めるか」にある。

98年に発射されたテポドン軌跡の延長線上にハワイがある。米国へ向かう弾道ミサイルを迎撃すれば、憲法で禁じた集団的自衛権行使に当たるが、米国は本土防衛に協力するよう求めている。

MDに抑止効果があるなら、保有するだけで十分なはずだ。それでも発射された場合を考えれば集団的自衛権行使の議論は避けられないという。日本を守るはずのMDは「日本の国是」に向けられた武器でもある。

海外活動が本来任務に格上げされた自衛隊。連載を通じて、いいかげんなシベリアンコントロール(文民統制)のもと、制服組が知恵を絞り、自己増殖する姿をみてきた。最終編の第五部では国防、海外活動の双方で存在意義を示したい自衛隊の思惑を描く。

< ミサイル防衛(MD)システム > 飛来する弾道ミサイルをイージス護衛艦から発射するスタンダードミサイル

(SM3)と地上のパトリオットミサイル(PAC3)で対処する迎撃システム。米国で開発された。配備に多大な費用

がかかると一方、迎撃能力が疑問視され、米国の同盟国の中では日本だけが導入している。

第五部 国防と海外活動のはざままで <2> 消えぬ空母保有の夢 2007年12月21日

「海に浮かぶ飛行場」

アイ・エイチ・アイ・マリンユナイテッド横浜工場で建造中のヘリコプター搭載護衛艦「ひゅうが」は、そう呼ぶのにふさわしい圧倒的な存在感がある。全長197メートルの広大な飛行甲板。他国の海軍は、この種の艦艇を「航空母艦(空母)」と呼ぶ。

海上自衛隊の空母建造計画は、自衛隊が発足した1954年当時から浮かんで消えた。「ソ連の脅威」に対し、海自は対潜水艦戦と機雷掃海を主任務とし、対ソ攻撃と艦隊を守る洋上防空は空母を主力とする米海軍に任せて、空母保有を断念した。

この結果、海自には洋上防空への不安がつきまとうことになる。80年代に入り、高速で航続距離の長い爆撃機「バックファイア」が極東ソ連軍に配備されたことで危機感が強まり、防衛庁(当時)で洋上防空強化が検討された。

「実は具体的な動きがあった」と元海自幹部。「82年のフォークランド紛争で、英国の空母から発進したハリアー垂直離着陸戦闘機がアルゼンチンの戦闘機を次々に撃墜した。空母とハリアーを組み合わせる計画が浮上し、幹部が調査のためひそかに渡英した」

だが、計画はあっさり消える。世界で最初に本格空母を建造した旧日本海軍。その「末裔(まつえい)」を自任する海自に防衛庁の背広組がブレーキをかけた。代わりに艦隊防空能力に優れたイージス護衛艦を建造し、各護衛隊群に配備することで決着した。

では、「ひゅうが」をどう説明するのか。

海自の公式説明によると、ヘリコプター搭載護衛艦「はるな」の後継艦という。広い甲板を利用して対潜ヘリコプター三機の同時発着ができるため、三機必要な対潜戦能力は格段に向上する。

多目的艦でもあるという。国内外の災害派遣時の対策本部などに活用できる部屋を設け、緊急時の海外からの邦人輸送では格納庫に一千人以上を収容できるとしている。

注意深く「ひゅうが」をみると、艦橋後部には海自艦艇で初めてつくられた航空管制室がある。通路が甲板横につくられ、飛行甲板上を邪魔せずに移動できる。その構造から「ヘリコプター空母機能」を追求したことがうかがえる。

海上幕僚監部防衛部長の河野克俊将補(53)は「空母の定義にもよるが、米海軍のような空母を保有する計画はない」と断言する。

95年のことだ。海幕防衛課は翌年度からの中期防衛力整備計画で空母艦載機「ハリアー2(ローマ数字の2)プラス」の導入を固めた。ハリアー導入は当然ながら空母保有の布石になる。「補給艦から発進させ、敵機に見立てて洋上防空の訓練をする」と理屈を立てたが、このときも庁内の反対で消えた。

なぜ、空母にこだわるのか。幹部は「イージス護衛艦では、航空機やミサイルが撃ち出される陸上基地や空母はたたけない。ハエは発生源から断たなければだめだ」と言う。国会答弁は「ヘリ搭載空母、垂直離着機のみを搭載空母は防衛計画大綱別表の対潜水上艦と考えられる」(89年6月参院内閣委、日吉章防衛局長)と空母保有を否定していない。

「空母は沖合にいてだけで相手国をけん制できる。海軍のシンボルとしても魅力的だ」と海自幹部。「艦艇は三十年間使う。『ひゅうが』は将来、政治の要請があれば、いつでも空母に改造できる」と本音を明かす。

鳥(多目的艦)にも獣(空母)にもなるコウモリのような存在というのだ。

第五部 国防と海外活動のはざままで <3> 海外活動 文民と連携 2007年12月22日

「そこを持つと首が絞まりますよ！」。指導教官の大声が飛んだ。隊員が、負傷した同僚を装輪装甲車の中から引っ張り出している。分厚い防弾チョッキが邪魔になる。「マニュアル通りにはならないですよ」。教官は続けた。

富士山のすそ野にある陸上自衛隊駒門駐屯地(静岡県御殿場市)。「国際活動教育隊」の訓練風景だ。想定する活動地はもちろん、外国である。

昨年12月の自衛隊法改定で「海外派兵」などの批判もあった海外活動が、国防に準じる本来任務に格上げされた。

海外派遣の司令部「中央即応集団」は三月、朝霞駐屯地(東京都練馬区)に誕生した。配下の国際活動教育隊は「次の派遣」に備え、9月から隊員教育を開始している。

周到な準備が必要になるのは、危険地帯に送り込まれるイラク型(特別措置法による派遣)だ。イラクでは部隊撤収するまでの二年半で、13回のロケット弾攻撃を受けた。安定した駐留を目指すには、現地情勢を探るための先遣隊派遣が欠かせない。

中央即応集団は落下傘部隊の第一空挺(くうてい)団、テロ対処専門の特殊作戦群から選抜した精強な隊員約200人を先遣隊に指名し、予防接種を受けさせている。イラク派遣時と大きく異なるのは「希望して行く」のではなく、「命じられて行く」点にある。

「勤務中、『おい、行けるか』と、部下にいつも聞いている。もし『インフルエンザにかかりました』と答えたら、『たるんでいるぞ』となる」と後方補給部長の加治屋裕一(45)。

海外派遣の総本山ができた利点のひとつは、過去の海外活動で得た教訓を各方面隊から集約できたことにある。

「イラクで得た最大の教訓は、派遣先でよい関係をつくれれば危険な場所でも活動できると分かったこと。地元との協調。他国の軍隊にはない発想だと思

う」と、国際活動教育隊長の軽部真和一(47)は言う。

イラクでは、仕事のない住民を雇って治安安定を図り、すべての部族と交流して情報収集のアンテナを高くした。その教訓を受けて、中央即応集団に民生支援課がつくられた。市町村役場にあるような名称の民生支援課は、文民と連携するという役割からC I M I C(シミック、Civil-Military Co-operation = 軍民協力)と呼ばれる。

連携を想定する相手は、政府開発援助(O D A)で国際貢献する独立行政法人「国際協力機構(J I C A)」や非政府組織(N G O)。国連や他省庁も含まれる。

旧日本陸軍がカネと権限を握って太平洋戦争に突入した反省から、自衛隊には自由に使える予算がない。カネ不足をJ I C Aや他省庁によって、また情報不足をN G Oで補う一方、派遣先では自衛隊が輸送力や抑止力を提供することで相互補完の関係を目指す。

中央即応集団司令官の山口浄秀陸将(58)は「諸外国は役割分担しているようだ。国際貢献も効率的にやればいい」。これまで没交渉に近かった文民への急接近。反発するN G Oもある。

海外活動の先進国スウェーデンは、軍が設置した教育機関で文民や警察官も学ぶ。そこで培われた人間関係は、派遣先で生きる。陸自の国際活動教育隊は「陸自のための組織」でしかないが、スウェーデン型の教育は進むべき方向を示しているという。

「自己完結型だから」。政府が自衛隊海外派遣の必要性を説明する際の決まり文句だ。変わりつつある現場の意識と、だいぶ違う。

<中央即応集団>自衛隊の海外活動の司令部組織で約230人。イラク派遣型の危険地域での活動、国連平和維持活動(P K O)、国際緊急援助隊、海外からの邦人輸送の4種類の活動を想定している。

＜国際活動教育隊＞中央即応集団の指揮下にある教育機関で、約80人。5個の方面隊を対象に国際活動全

般や国際・国内法規について、幹部教育と中堅幹部向けの陸曹教育を行う。

第五部 国防と海外活動のはざままで <4> 悩めるハイテク部隊 2007年12月23日

パソコン画面の地図に不規則に○印が並ぶ。

「目標は一つだ」「いや戦車は、複数いるはずだ」地図の横には、画面上で日記を公開するブログのような「書き込み」がある。次々に並ぶ言葉。パソコンを操作しているのは迷彩服の男たち。教室でも事務所でもない。北海道の上富良野演習場の中なのだ。

陸上自衛隊の頭脳である「研究本部」(東京都練馬区)は三月から、戦闘をデジタル化する部隊実験を開始した。レーザー測距機、手投げ式無人偵察機などのハイテク兵器を活用して、発見した敵をパソコンや携帯情報端末(PDA)に映し出す。

情報は、九千人の部下を持つ師団長から部下九人の班長まで、無線の構内情報通信網(LAN)を介して瞬時に共有される。10月の部隊演習。肉眼と無線機を使う従来の部隊との比較で、ハイテク部隊は圧勝した。

「これまで普通科(歩兵)は敵に見つからないよう移動すること自体が目的化していた。ハイテク化によって、敵を発見し攻撃するという本来の目的に戻ることができる」と研究本部長の山口昇陸将(56)はいう。

モデル師団に選ばれたのは旭川市の第二師団だ。「自衛隊初の戦地派遣」となったイラク派遣の第一陣にも選ばれた。

実は陸上自衛隊の過去と未来の姿が、第二師団に集約されている。

旭川は「ロシアの脅威」に備えるため、明治政府が送り込んだ屯田兵によって開拓された。旧陸軍第七師団を中心に栄えたが、太平洋戦争下のアッツ島やガダルカナル島で所属部隊が玉砕。戦後、旭川駅から続く「師団通り」は「平和通り」に名前を変えた。

陸上自衛隊第二師団は、旧第七師団が解体された後の旧練兵場にある。「ソ連の脅威」に備えるため、ソ連軍を音威子府(おといねっつ)峠で迎撃する訓練が繰り返された。

冷戦が終わり、状況は一変した。陸自は中国、北朝鮮への警戒を強め、「北方重視」から「南方重視」に重点を移した。ソ連の侵攻時、北海道に増派するはずだった本州中部以南の部隊は固定され、身軽になった第二師団は海外派遣や部隊実験に使われている。

「戦車は今でも必要だろうか」。今年9月、就任したばかりの石破茂防衛相が陸自幹部に漏らした。米軍幹部も「極東に差し迫った脅威はない」と口をそろえる。侵攻対処に存在意義を求める陸自は強い逆風の中に置かれている。

第二師団長の師岡英行陸将(55)は「隊員一人ひとりの位置を表示できる衛星利用測位システム(GPS)は、災害派遣にも極めて有効」というが、陸自全体をハイテク化するには膨大な費用がかかる。

山口陸将は「カネだけでなく隊員数も限られている。思い切ったスクラップ・アンド・ビルド(組織改編)しかない」。

冷戦当時、ソ連への抑止力とされた陸自は、強そうに見える「張り子のトラ」であればよかった。隊員16万人で師団は13個。一方、米陸軍は50万人もいるのに戦闘部隊は10個師団に抑え、多くの兵員を後方支援に回した。補給、輸送などの後方支援こそ、海外活動の柱だが、その足腰が陸自は弱い。海外活動が本格化するのに合わせて組織の見直し論が何度か浮上した。

現状維持を求めるOBの圧力、自治体による駐屯地存続の要請、ポスト減少に伴う将官たちの不満。

さまざまな事情がからみあい、改革は足踏みを続けている。

第五部 国防と海外活動のはざままで <5> 装備巨額化増す負担 2007年12月25日

巨大な格納庫の扉が開き、白い機体に赤のラインが入った次期輸送機(CX)が姿を見せた。7月4日、岐阜県各務原市の川崎重工業岐阜工場。次期哨戒機(PX)と二機種同時に初公開するロールアウト式が行われた。

PXが対潜水艦戦という目的に合わせて機体を設計し武骨な外観になったのに対し、CXは速く遠くへ飛ぶという飛行機本来の機能を追求した。柔らかな曲線は水中生物のよう。「美しさが性能を表している」。航空自衛隊幹部はうっとり機体を見つめた。

CXは国産のC1輸送機の後継機にあたる。C1は開発当時、自衛隊の海外進出を許さない国内世論を反映して燃料搭載量を制限するため、胴体を短くした。東京近郊の基地から沖縄へ行くのがやっとの短距離専用の輸送機だ。

CXはC1と比べ、航続距離は4倍の6500キロ、輸送量も4倍の12トンあり、イラクに派遣されているC130輸送機の能力も上回る。来年には愛知県の小牧基地に空中給油・輸送機も配備されるから空自の海外展開能力は格段に向上する。

だが、幹部は「輸送機は輸送機。脇役でしかない」。空自の主任務は、他国の戦闘機や攻撃機の侵略に対抗する防空にある。迎え撃つ主役は戦闘機だ。輸送機の役割は、戦時にミサイルを運搬したり、武装した陸上自衛隊部隊を空輸する後方支援。C130はイラク派遣などの海外活動では主役になるが、国防という本来任務からみれば脇役なのだ。

航空自衛隊は来年度防衛費でCX四機を調達する予定だった。開発中に不具合が発生し、調達を延期。その分、F15J主力戦闘機の近代化改修に1123億円の巨費を投じることにした(政府予算案では609億円

に減額)。

空自幹部は「戦闘機の能力はレーダー、搭載ミサイル、データリンクの三点で決まる。どの項目でも航空自衛隊は、米国、韓国、サウジアラビアなどのF15の保有六カ国中、一番弱い」と驚くべき話をする。

空自は米空軍に次ぐ203機のF15を持つが、調達開始が1980年度と早かった分だけ旧式化し、後から配備した国々に性能面で追い越された。レーダーなどを換える近代化改修にかかる費用は一機約40億円。しかも改修可能なタイプは半分以下の約90機にとどまる。

「最強」の地位を転落したF15の穴埋めになる、と空自が熱いまなざしを注ぐのが、老朽化したF4EJ戦闘機の後継機だ。機種選定は始まっている。

「のどから手が出るほどほしい」(田母神俊雄航空幕僚長)のは、レーダーに映りにくいステルス性を持つ米国製のF22戦闘機。仮に日本が購入できた場合の価格は一機17億円だったF4の価格を15倍以上も上回る250億円以上になるとみられている。

海外活動にも使うCXの調達、国防のためのF15の近代化改修と新戦闘機購入。航空自衛隊は大きな買い物ばかりが続く。防衛省全体でみると、米国から一兆円かけて購入するミサイル防衛(MD)システム、総額3兆円とされる米軍再編経費といった米国関連の支出が重くのしかかる。

空幕防衛部長の平田英俊将補(52)は「例えば今年にはCX、翌年は新戦闘機とメリハリをつける以外はない」。武器の高価格化と支出先の多様化。欲しい武器が買えた時代はもはや夢物語だ。自衛隊が掲げる「精強」の看板はかすみ始めている。= 終わり

<参考資料>

①

表 50-1 わが国の防衛費 (会計年度) (単位 十億円)

| | 1990 | 2000 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 防衛関係費 (A) | 4 253 | 4 907 | 4 927 | 4 913 | 4 856 | 4 814 |
| 防衛庁費 | 3 813 | 4 324 | 4 312 | 4 328 | 4 295 | ... |
| 防衛支出金 ¹⁾ | 339 | 418 | 391 | 388 | 368 | ... |
| その他 | 102 | 192 | 200 | 197 | 194 | ... |
| 一般会計歳出額 (B) | 69 269 | 89 321 | 82 416 | 86 879 | 82 183 | 79 686 |
| 国内総生産 (C) | 449 997 | 502 783 | 493 553 | 496 197 | 503 900 | 513 900 |
| A/B (%) | 6.1 | 5.5 | 6.0 | 5.7 | 5.9 | 6.0 |
| A/C (%) | 0.945 | 0.976 | 0.998 | 0.990 | 0.964 | 0.937 |

財務省「財政統計」、同「財政金融統計月報」、内閣府「国民経済計算年報」、および「平成18年度の経済見通し」による。A、Bは2003年度までは決算額、2004年度は補正後予算額、2005年度および2006年度は当初予算額。Cは2005年度が実績見込み額で、2006年度は政府見通し額。なお2004年度までの防衛関係費の内訳は補正後予算額。防衛関係費には、SACO (沖縄における施設および区域に関する特別行動委員会) 関係経費を含む。1) 自衛隊施設および在日米軍提供施設の維持運営に必要な経費など。2) 防衛施設庁費、在日米軍労務管理費、安全保障会議費など。

防衛費

②

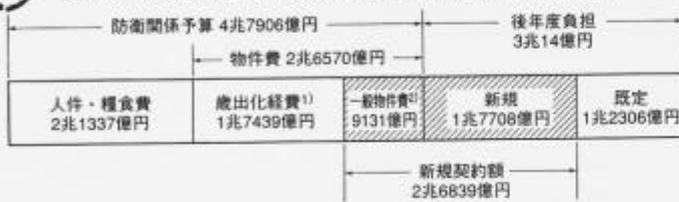
表 50-3 防衛産業の規模 (2002年度)

| | 防衛生産 総額 (億円) | 工業生産額 に占める 割合 (%) |
|-------|--------------------|-------------------------|
| 船舶 | 1 773 | 7.28 |
| 航空機 | 5 721 | 59.22 |
| 車両 | 317 | 0.07 |
| 武器弾薬 | 3 932 | 89.74 |
| 電気通信機 | 3 018 | 0.66 |
| 石油製品 | 680 | 0.72 |
| 計 | 18 400 | 0.69 |

朝雲新聞社「防衛ハンドブック」(2005年版)による。×その他とも。

③

図 50-1 2006年度 (平成18年度) の防衛関係費 (当初予算)



防衛庁、内閣府資料などによる。SACO経費 (233億円) を含まない。1) あらかじめ決められた過去の経費の支払い分。2) 当年度の契約に基づいての支払い分。

表 50-2 自衛隊の勢力 (2005年度完成時見込み)

| 陸上自衛隊 | | 海上自衛隊 | | 航空自衛隊 | |
|----------------------|---------|----------------------|--------|----------------------|--------|
| 自衛官定員 ¹⁾ | 156 122 | 自衛官定員 | 45 806 | 自衛官定員 | 47 332 |
| 即応予備自衛官 | 8 378 | 兵力現員 | 44 327 | 兵力現員 | 45 517 |
| 兵力現員 | 147 737 | 艦艇 | 151 | 作戦用航空機 ⁴⁾ | 366 |
| 戦車 | 908 | 護衛艦 | 52 | 戦闘機 | 277 |
| 装甲車 | 954 | 潜水艦 | 16 | 偵察機 | 13 |
| 主要火砲 | 699 | その他 | 83 | 輸送機 | 56 |
| 作戦用航空機 | 439 | 作戦用航空機 ³⁾ | 184 | 空中給油・輸送機 | 4 |
| 地对空誘導弾 ²⁾ | 8個群 | | | 早期警戒機 | 16 |
| | | | | 地对空誘導弾 | 6群 |

朝雲新聞社「防衛ハンドブック」(2005年版)による。兵力現員は防衛庁「防衛白書」(2005年版)による2004年度末現在。定員、現員ともに予備自衛官と統合準備会議を含まず。1) 常備自衛官の定員数。2) 改良ホーク、新中距離対空ミサイル。3) 予備14機を含む。4) 17年度から要撃・支援の区分を廃止。予備26機を含む。

⑤

表 50-7 自衛隊の国際緊急救援活動 (2005年末現在)

| 派遣地域 | 派遣期間 | 延べ人数 (人) | 派遣地域 | 派遣期間 | 延べ人数 (人) |
|----------------|----------------------|----------|----------------|----------------------|----------|
| ホンジュラス (ハリケーン) | 1998.11.13 ~ 98.12.9 | 185 | タイ (地震・津波) | 2004.12.28 ~ 05.1.1 | 590 |
| トルコ (地震災害) | 1999.9.23 ~ 99.11.22 | 426 | インドネシア (地震・津波) | 2005.1.6 ~ 05.3.23 | 925 |
| インド (地震災害) | 2001.2.5 ~ 01.2.11 | 94 | ロシア (潜水艦救助) | 2005.8.5 ~ 05.8.10 | 346 |
| イラン (地震災害) | 2003.12.5 ~ 04.1.6 | 31 | パキスタン (地震災害) | 2005.10.12 ~ 05.12.2 | 261 |

防衛庁資料 (インターネット) による。国際緊急援助隊派遣法に基づく派遣。タイとインドネシアへの派遣は、2004年12月26日に発生したスマトラ沖大地震とそれに伴うインド洋津波の被災者救済のため。

④

表 50-4 在日米軍の施設と兵力

| | 1975 | 2004 | | 1975 | 2004 |
|-------------------------|------|------|---------|--------|--------|
| 施設 | | | 兵力計 (人) | 50 500 | 36 365 |
| 件数 (件) | 136 | 88 | 陸軍 | 5 000 | 1 790 |
| 土地面積 (km ²) | 362 | 312 | 海軍 | 31 000 | 4 802 |
| うち沖縄県 | 269 | 237 | 海兵隊 | ... | 15 533 |
| % | 74.3 | 75.9 | 空軍 | 14 500 | 14 240 |

朝雲新聞社「防衛ハンドブック」(2005年版) および防衛庁「防衛白書」による。施設は3月末現在。兵力は、1975年が12月末現在、2004年が9月末現在。1) 海軍に含まれる。

表 50-5 自衛隊の国内災害派遣 (2004年度)

| | 件数 (件) | 人員 (人) | 車両 (両) | 航空機 (機) | 艦船 (隻) |
|-------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 被災地救援 | 46 | 145 712 | 42 675 | 946 | 10 |
| 急患輸送 | 616 | 2 874 | 8 | 642 | — |
| 捜索救難 | 49 | 4 213 | 657 | 125 | — |
| 消火支援 | 102 | 1 932 | 227 | 49 | — |
| その他 | 71 | 7 059 | 812 | 123 | 8 |
| 計 | 884 | 161 790 | 44 379 | 1 885 | 18 |

防衛庁「防衛白書」(2005年版)による。2004年度は、10月23日に発生した新潟県中越地震や、10月下旬に発生した台風23号による豪雨被害に伴う人命救助活動、物資輸送、医療支援などが行われた。1) 台風、豪雨、豪雪、地震、火山噴火などによる被災地への救援。2) 医療施設が不足する離島などの救急患者の緊急輸送。

⑥

表 50-6 自衛隊の国際平和協力業務 (2005年11月1日現在)

| | 派遣期間 | 延べ人数 (人) | 主な業務内容 |
|---------------------------------------|-------------------|----------|-------------------------------------|
| 国連カンボジア暫定機構 (UNTAC) | 1992. 9 ~ 1993. 9 | 1 216 | 停戦遵守状況の監視、道路・橋などの修理など |
| 国連モザンビーク活動 (ONUMOZ) | 1993. 5 ~ 1995. 1 | 154 | ONUMOZの輸送業務に関する企画・調整、通関の補助など |
| ルワンダ難民救援 | 1994. 9 ~ 1994.12 | 378 | 医療・防疫・給水活動、隊員・要員や補給物資の航空輸送 |
| 国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF) ¹⁾ | 1996. 2 ~ | 880 | 食料品などの輸送、道路などの補修、消防、除雪など |
| 東ティモール避難民救援 | 1999.11 ~ 2000. 2 | 113 | UNHCR ²⁾ のための援助物資の航空輸送など |
| アフガニスタン難民救援 | 2001.10 | 138 | UNHCR ²⁾ のための援助物資の航空輸送 |
| 国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) ³⁾ | 2002. 2 ~ 2004. 6 | 2 304 | PKOの活動に必要な道路・橋などの補修、給水所の維持など |
| イラク難民救援 | 2003. 3 ~ 2003. 4 | 50 | UNHCR ²⁾ のための援助物資の航空輸送 |
| イラク被災民救援 | 2003. 7 ~ 2003. 8 | 98 | 物資等の航空輸送 |

防衛庁資料 (インターネット) による。国連PKO (平和維持活動) 法に基づく派遣。先遣隊は含まず。1) イスラエル、シリア、レバノン地域におけるゴラン高原での活動。2) 2002年5月20日からは、国連東ティモール支援団 (UNMISSET)。3) 国連高等弁務官事務所。難民の保護活動を行う組織。このほか、テロ対策特別措置法に基づきインド洋北部などに、そしてイラク人道復興支援特別措置法に基づきイラク南東部に自衛官が派遣されている。

⑦

表 50-8 主な国の国防支出 (会計年度) (単位 億ドル)

| | 国防支出総額 | | | 国民1人あたり支出額 (ドル) (2004) | GDPに 対する 割合(%) (2004) | (参考) 国防 予算額 (2005) |
|--------------|---------|---------|----------|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| | 2002 | 2003 | 2004 | | | |
| アメリカ* | 3 485.6 | 4 049.2 | 4 559.1 | 1 555 | 3.8 | 4 230 |
| 中国 | 511.6 | 559.5 | 625.4 | 48 | 3.7 | 295 |
| ロシア | 508.0 | 652.0 | 619.0 | 429 | 4.3 | 188 |
| フランス* | 364.9 | 462.3 | 517.0 | 855 | 2.5 | 416 |
| イギリス* | 381.4 | 433.1 | 496.2 | 823 | 2.3 | 511 |
| 日本 | 392.0 | 428.3 | 451.5 | 354 | 1.0 | 447 |
| ドイツ* | 294.0 | 353.0 | 377.9 | 458 | 1.4 | 302 |
| イタリア* | 244.2 | 304.5 | 305.4 | 525 | 1.8 | 172 |
| サウジアラビア | 185.0 | 187.5 | 209.1 | 810 | 8.8 | 213 |
| インド | 137.5 | 155.1 | 196.5 | 18 | 3.0 | 220 |
| 韓国 | 130.8 | 146.3 | 164.0 | 339 | 2.4 | 207 |
| オーストラリア | 93.0 | 122.1 | 143.1 | 718 | 2.3 | 132 |
| トルコ* | 80.3 | 90.4 | 101.2 | 146 | 3.3 | 98 |
| イスラエル | 96.8 | 103.3 | 96.8 | 1 561 | 8.2 | 79 |
| 世界計* | 8 676.8 | 9 984.9 | 10 963.6 | ... | ... | ... |
| (参考) NATO 1) | 5 347.3 | 6 285.0 | 7 026.8 | 819 | 2.8 | ... |

国際戦略研究所 (イギリス) 「ミリタリー・バランス2005/2006」による。国防支出は前年版より名目値となった (以前は実質値)。(参考) は当初予算で名目値。中国とロシアは、国防支出のドル換算に購買力平価 (PPP) が使われている (2005年度の予算は市場レート換算)。1) 2004年現在のNATO加盟国は、上記の*印の国を含む19か国 (2004年3月に26か国体制となった)。*その他を含む。

⑧

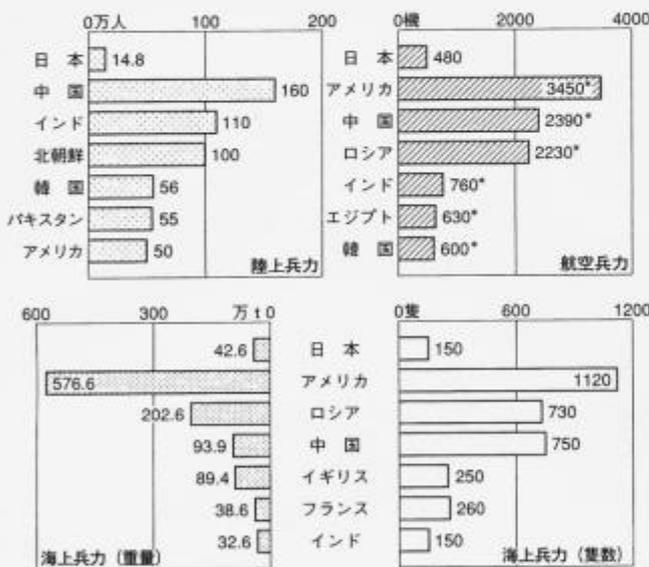
表 50-9 主な国の正規・予備兵力 (千人) (2005年8月現在)

| | 正規兵力 | | | | 予備兵力 ³⁾ | 準軍隊 ³⁾ |
|---------|-----------------|-------|------------------|-----|--------------------|-------------------|
| | 計 ¹⁾ | 陸軍 | 海軍 ²⁾ | 空軍 | | |
| アメリカ | 1 474 | 502 | 552 | 380 | 1 291 | ... |
| 中国 | 2 255 | 1 600 | 255 | 400 | 800 | 3 969 |
| ロシア | 1 037 | 395 | 142 | 170 | 20 000 | 415 |
| フランス | 255 | 134 | 44 | 64 | 62 | 104 |
| イギリス | 206 | 117 | 41 | 49 | 273 | ... |
| 日本 | 240 | 148 | 44 | 46 | 44 | 12 |
| ドイツ | 285 | 191 | 26 | 68 | 359 | ... |
| イタリア | 192 | 112 | 34 | 46 | 57 | 254 |
| サウジアラビア | 200 | 75 | 16 | 34 | ... | 16 |
| インド | 1 325 | 1 100 | 55 | 170 | 1 155 | 1 722 |
| 韓国 | 688 | 560 | 63 | 65 | 4 500 | 5 |
| オーストラリア | 53 | 26 | 13 | 14 | 21 | ... |
| トルコ | 515 | 402 | 53 | 60 | 379 | 102 |
| イスラエル | 168 | 125 | 8 | 35 | 408 | 8 |

国際戦略研究所 (イギリス) 「ミリタリー・バランス2005/2006」による。1) 軍種別に特定できない兵力を含む。2) 海兵隊を含む。3) 2次の兵力も含む。

⑨

図 50-2 主な国の兵力 (2004年) (概数)



防衛庁「防衛白書」(2005年版)による (原資料は国際戦略研究所「ミリタリー・バランス」およびジェーン社「ジェーン海軍年鑑」)。陸上兵力は陸軍の兵員数。海上兵力は艦船トン数および隻数。航空兵力は作戦機数 (*空軍、海軍、海兵隊の作戦機数を含む)。日本は2004年度末の数値。

⑩

中央即応集団の新設

新しい防衛計画大綱に基づいて、2006年度末を目途に陸上自衛隊に規模3200人程度の中央即応集団 (CRF, 仮称) が新設される。中央即応集団は、パラシュート部隊の第1空挺団、特殊作戦群、第1ヘリコプター団、特殊武器防護隊 (仮称)、国際活動教育隊 (仮称) から成る防衛庁長官直轄部隊で、司令官の指揮の下に一元的に運用される新しい形態の組織である。主な任務は二つで、一つはテロやゲリラなどの脅威や多様化する緊急事態の拡大防止を図るため迅速に、かつ実効的に対応すること、二つめは国際平和協力活動に積極的に取り組んでいくため、国際活動の計画・訓練・研究を行うことである。新編される国際活動教育隊は、これまでは外国の訓練センターに頼っていた海外任務に必要な知識や技能の教育訓練を、平素から国内で行う役割を担うことになる。

⑪

表 50-10 防衛計画大綱の「別表」による防衛力整備体系

| | | 旧装備体系 1995年11月28日 閣議決定 | 新装備体系 2004年12月10日 閣議決定 | |
|--|--|--|---|---------------------------------------|
| 陸上自衛隊 | 自衛官定数 | 16万人 { 常備14.5万人 予備 1.5万人 } | 15.5万人 { 常備14.8万人 即応予備 0.7万人 } | |
| | 基幹部隊 | 平時地域配備する部隊 | 8個師団 6個旅団 | 8個師団 6個旅団 |
| | | 機動運用部隊 | 1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団 | 1個機甲師団 中央即応集団 |
| | | 地对空誘導弾部隊 | 8個高射特科群 | 8個高射特科群 |
| 主要装備 | 戦車 主要特科装備 | 約900両 約900門/両 | 約600両 約600門/両 | |
| 海上自衛隊 | 基幹部隊 | 護衛艦部隊 (機動運用) 護衛艦部隊 (地域配備) 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊 | 4個護衛艦群 7個隊 6個隊 1個掃海隊群 13個隊 | 4個護衛艦群 5個隊 4個隊 1個掃海隊群 9個隊 |
| | 主要装備 | 護衛艦 潜水艦 作戦用航空機 | 約50隻 16隻 約170機 | 47隻 16隻 約150機 |
| 航空自衛隊 | 基幹部隊 | 航空警戒管制部隊 | { 8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊 | { 8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 |
| | | 戦闘機部隊 (支援戦闘機部隊) 航空偵察部隊 航空輸送部隊 空中給油・輸送部隊 地对空誘導弾部隊 | 9個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 6個高射群 | 1個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 6個高射群 |
| | 主要装備 | 作戦用航空機 うち戦闘機 | 約400機 約300機 | 約350機 約260機 |
| (内数) ¹⁾ 弾道ミサイル防衛に使用可能な装備 | イージス・システム搭載護衛艦 航空警戒管制部隊 地对空誘導弾部隊 | — — — | 4隻 { 7個警戒群 4個警戒隊 3個高射群 } | |

防衛庁資料による。1) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」。

〔 3 〕 P K O 参加五原則

- 1 紛争当事者間に停戦の合意が成立している。
- 2 紛争当事者が P K O の受け容れに同意している。
- 3 紛争当事者に対して、中立的に活動する。
- 4 前記条件を満たさない場合の一時的避難または撤退
- 5 武器の使用は自己または自己の管理下にある者の生命身体の安全を確保する場合に限定

< 5 武器の使用基準 >

当初：自己の生命身体の安全を守るためにのみ使用
 個人の判断で使用し、指揮官は命令を出してはならない。

現在：自己および自己の管理下にある者の...
 武器を防護するための武器使用も認める。
 指揮官の命令に従う。

国連：任務遂行への妨害を排除するための武器使用も認める。

〔 4 〕 国際平和協力業務の比較

図表Ⅲ-3-1-2 国際平和協力活動関連法の総括的な比較

| 項目 | 国際平和協力法 | テロ対策特措法 | イラク人道復興支援特措法 |
|---------|--|---|---|
| 目的 | ○ 国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与 | ○ 国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組への積極的・主体的な寄与 ○ 我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること | ○ 国家の速やかなる再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○ イラク国家の再建を通じて、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること |
| 自衛隊法の規定 | ○ 84条の4（6章）に規定 | ○ 自衛隊法附則に規定 | ○ 自衛隊法附則に規定 |
| 主要な活動 | ○ 国連平和維持活動 ○ 人道的な国際救援活動 ○ 国際的な選挙監視活動 ○ 上記活動のための物資協力 | ○ 協力支援活動 ○ 捜索救助活動 ○ 被災民救援活動 | ○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動 |
| 活動地域 | ○ 我が国以外の領域（公海を含む。） （紛争当事者間の停戦合意及び受け入れ国の同意が必要） | ○ 我が国領域 ○ 公海及びその上空（注1） ○ 外国の領域（当該外国の同意が必要）（注1） | ○ 我が国領域 ○ 外国の領域（当該外国及びイラクにおいては施政を行う機関の同意が必要）（注1） ○ 公海及びその上空（注1） |
| 国会承認 | ○ 自衛隊による平和維持隊本体業務の実施について、原則として、事前に国会付議（注2） | ○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議（注2） | ○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議（注2） |
| 国会報告 | ○ 実施計画の内容などについて、遅滞なく報告 | ○ 基本計画の内容などについて、遅滞なく報告 | |

(注) 1 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。
 2 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

判決要旨

【自衛隊のイラク派遣の違憲性について】

現在のイラクにおいては、多国籍軍と、国に準ずる組織と認められる武装勢力との間で、国際的な武力紛争が行われているといえることができる。特に、首都バグダッドは、アメリカ軍と武装勢力の双方、一般市民に多数の犠牲者を続出させている地域で、まさに国際的な武力紛争の一環として人を殺傷し、または物を破壊する行為が行われている地域というべきであって、イラク特措法にいう「戦闘地域」に該当するものと認められる。

空自は、アメリカからの要請を受け、06年7月ごろ以降、アメリカ軍などとの調整のうえで、バグダッド空港への空輸活動を行い、現在に至るまで、C130H輸送機3機により、週4～5回、定期的にクウェートのアリ・アルサレム空港からバグダッド空港へ武装した多国籍軍の兵員を輸送していることが認められる。このような空自の空輸活動は、主としてイラク特措法上の安全確保支援活動の名目で行われ、それ自

体は武力の行使に該当しないものであるとしても、現代戦において輸送などの補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であるといえることを考慮すれば、多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものといえることができる。従って、このような空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武装兵員を、戦闘地域であるバグダッドへ空輸するものについては、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない行動であるといえることができる。

よって、現在イラクにおいて行われている空自の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる。

【平和的生存権について】

平和的生存権は、すべての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利である。憲法前文が「平和のうちに生存する権利」を明言しているうえに、憲法9条が国の行為の側から客観的的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的または参政権的な態様をもって表れる複合的な権利といえることができ、裁判所に対してその保護・救済を求め、法的強制措置の発動を請求し得る意味にお

ける具体的権利性が肯定される場合がある。例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使などや、戦争の準備行為などによって、個人の生命、自由が侵害されまたは侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争などによる被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行などへの加担・協力を強制されるような場合には、裁判所に対し当該違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求などの方法により救済を求めることができる場合があると解することができる。その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある。

【控訴人らの請求について】

(1) 違憲確認請求について

ある事実行為が抽象的に違法であることの確認を求めるものであって、現在の権利または法律関係に関するものといえることができないから、確認の利益を欠き、いずれも不適法といえるべきである。

(2) 差し止め請求について

自衛隊のイラク派遣は、イラク特措法の規定に基づき防衛大臣に付与された行政上の権限による公権力の行使を本質的内容とするものと解され、行政権の行使に対し、私人が民事上の給付請求権を有すると解す

ることはできないことは確立された判例であるから、本件の差し止め請求にかかる訴えは不適法である。

本件派遣は控訴人らに直接向けられたものではなく、控訴人らの生命、自由が侵害されまたは侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争などによる被害や恐怖にさらされ、また、憲法9条に違反する戦争の遂行などへの加担・協力を強制されるまでの事態が生じているとは言えず、現時点において、控訴人らの平和的生存権が侵害されたとまでは認められない。従って、控訴人らは、防衛大臣の処分を取り消しを求めるにつき法律上の利益を有するとはいえ

ず、行政事件訴訟（抗告訴訟）における原告適格性が認められない。

（3）損害賠償請求について

憲法9条違反を含む本件派遣によって強い精神的苦痛を被ったとして、被控訴人に対し損害賠償請求を提起しているものと認められそこに込められた切実な思いには、平和憲法下の日本国民として共感すべき部分が多く含まれている。しかし、具体的権利としての平和的生存権が侵害されたとまでは認められず、民事訴訟上の損害賠償請求において認められるに足りる程度の被侵害利益が生じているということはい

東京新聞社説 イラク空自違憲 『派兵』への歯止めだ 2008年4月18日

航空自衛隊のイラク派遣は憲法九条に違反している。名古屋高裁が示した司法判断は、空自の早期撤退を促すもので、さらには自衛隊の海外「派兵」への歯止めとして受け止めることができる。

高裁の違憲判断はわかりやすい論理になっている。

イラク特措法は、人道復興支援のため「非戦闘地域」での活動を規定している。空自のC130輸送機は、武装した米兵らをバグダッドなどに空輸している。ところが、バグダッドは戦闘地域、すなわち戦場である。

戦場に兵士を送るのは軍事上の後方支援となる。これは非戦闘地域に活動を限定したイラク特措法から逸脱し、武力行使を禁じた憲法九条に違反するとした。

イラク戦争開戦から五年余。大量破壊兵器の保有、国際テロの支援を理由に米英両国は攻撃に踏み切った。「事前に悪をたたく」という米ブッシュ政権の先制攻撃論が理論的支柱となった。

いずれも見込み違いの「大義なき開戦」だったことは明らかだ。この五年は、イラク人にとり苦難と混乱の日々であった。世界保健機関（WHO）によると、十五万人以上のイラク人が死亡した。

米兵死者が四千人を超す米国も、厭戦（えんせん）気分が満ちている。秋の大統領選ではイラク問題が最大争点となりそうだ。

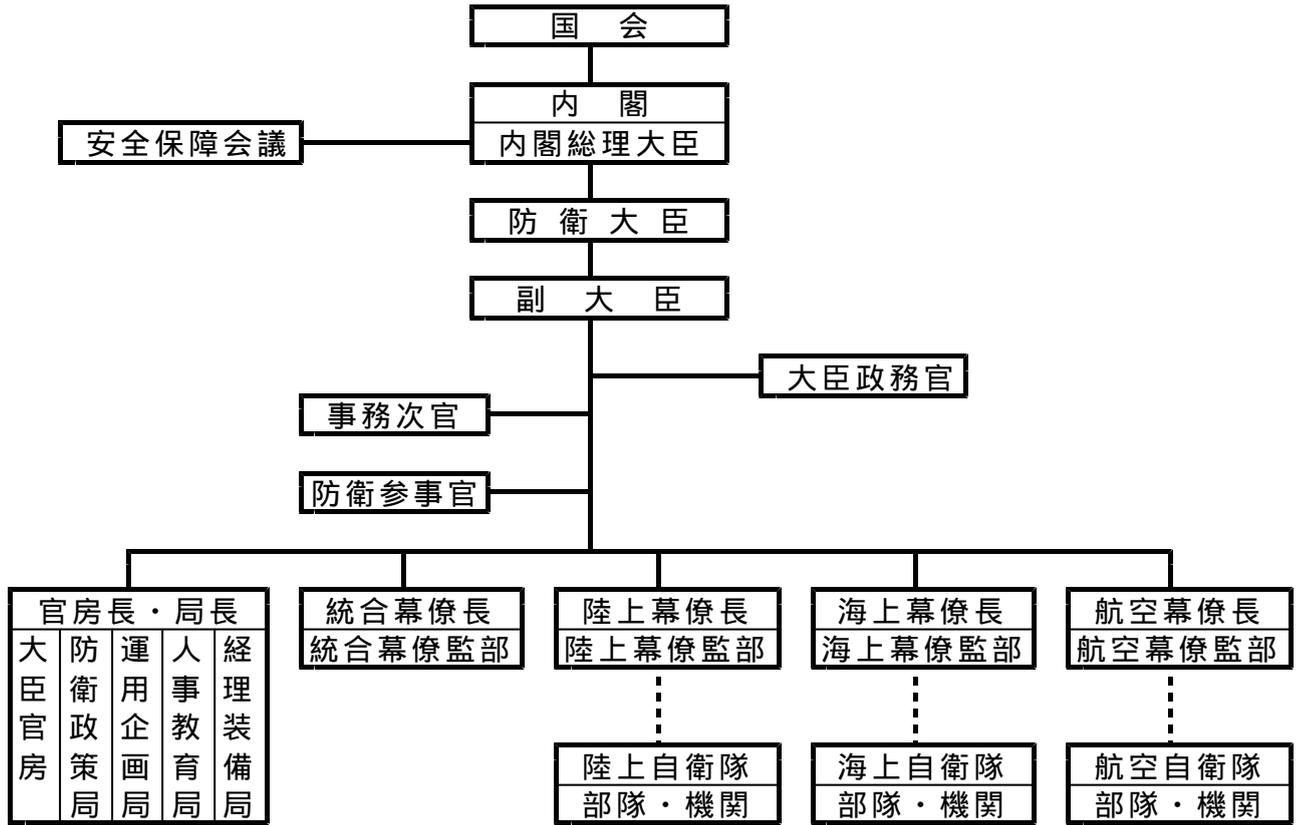
では、小泉政権の「開戦支持」は正しかったか。この支持の延長に自衛隊の派遣があった。イラク南部サマワに派遣された陸上自衛隊は、インフラ整備など復興支援の活動を展開したが、空自は情報開示に乏しく、活動実態は伝わっていない。

高裁が違憲とした以上、空自の輸送活動をこのまま継続することは難しく、撤退も視野に入れた検討が必要ではないか。福田政権にとっては、道路財源や高齢者医療の内政問題に加え、日米同盟にかかわる安全保障上の外交課題を背負うことになった。

もう一つ、今回の違憲判決が明確にしたのは、自衛隊海外派遣と憲法九条の関係である。与党の中には、自衛隊の海外派遣を恒久法化しようという動きがある。しかし、九条が派遣でなく「派兵」への歯止めとなることを憲法判断は教えた。

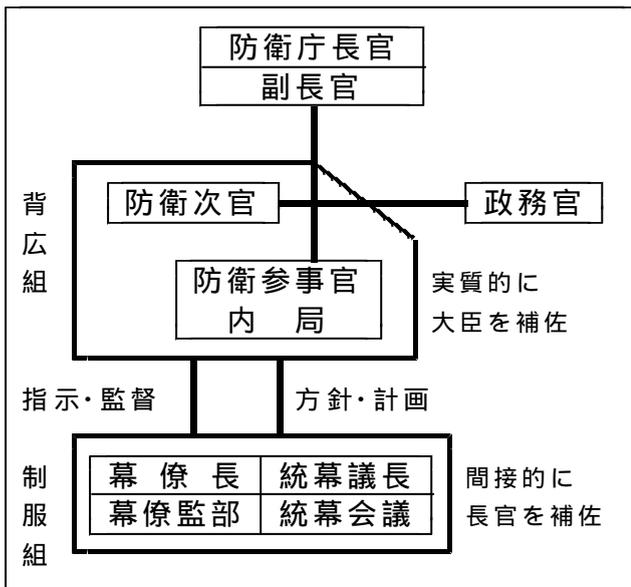
イラク派遣に限らず、司法は自衛隊に関する憲法判断を避けてきた。今回の踏み込んだ判決を受け止め、平和憲法の重さとともに、世界の中にある日本の役割を考える機会としたい。

[6] 防衛省組織図 (『防衛白書2007』161頁から作成)

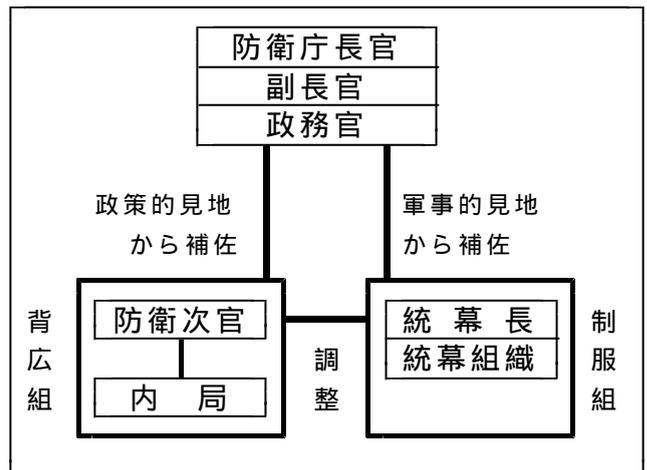


防衛庁内での文民統制 (2004.07.02 『朝日新聞』から作成)

< 現行制度 >



< 海上幕僚長提案 >

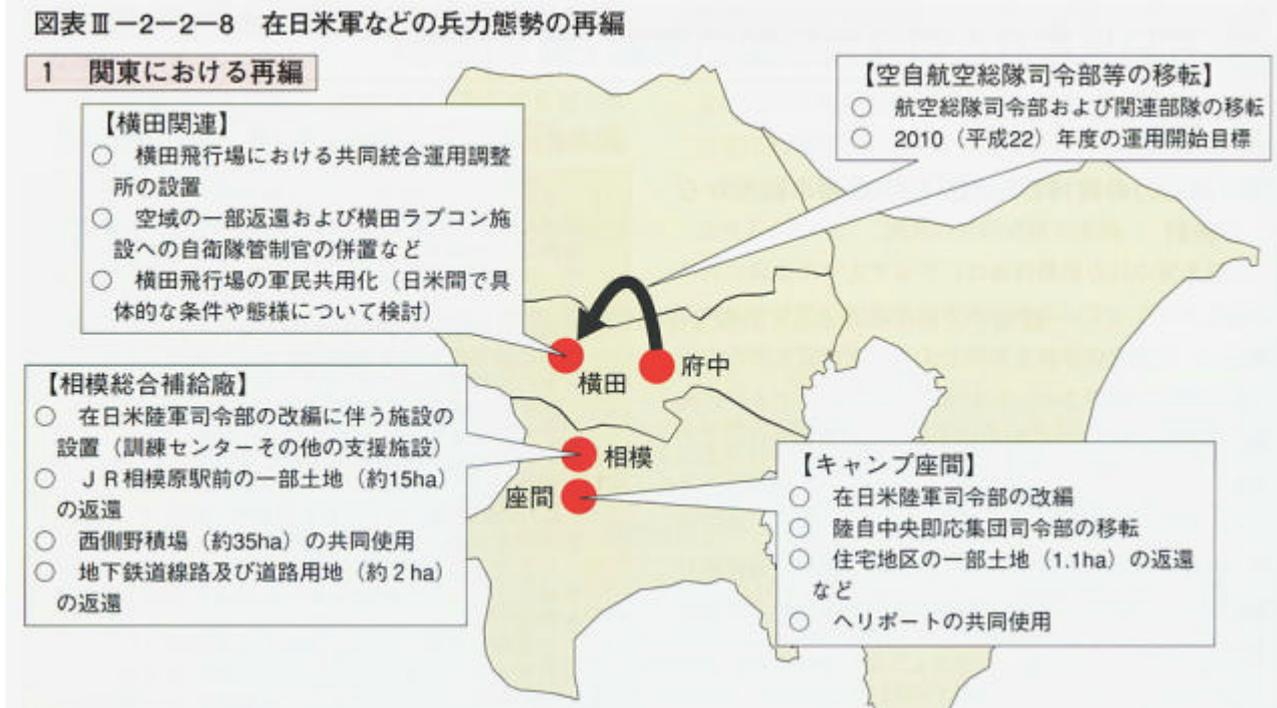


〔 7 〕ミサイル防衛構想



『防衛白書2007』187頁

〔 8 〕米軍再編



『防衛白書2007』240頁

図表Ⅲ-2-2-14 グラム移転経費の内訳

| 事業内容 | | 財源 | 金額 | |
|---------------------|---|---------------|-------------|---------|
| 日本側の分担 | 司令部庁舎、教場、隊舎、学校などの生活関連施設 | 財政支出(真水) | 28.0億ドル(上限) | |
| | 家族住宅 | 出資 | 15.0億ドル | 25.5億ドル |
| | | 融資等 | 6.3億ドル | |
| | | 効率化 | 4.2億ドル | |
| インフラ(電力、上下水道、廃棄物処理) | 融資等 | 7.4億ドル | | |
| 計 | | | 60.9億ドル | |
| 米国の分担 | ヘリ発着場、通信施設、訓練支援施設、整備補給施設、燃料・弾薬保管施設などの基地施設 | 財政支出(真水) | 31.8億ドル | |
| | 道路(高規格道路) | 融資または財政支出(真水) | 10.0億ドル | |
| | 計 | | | 41.8億ドル |
| 総額 | | | 102.7億ドル | |

(注) 1 金額やスキームについては、今後変更があり得る。
 2 日本側の金額は総額に占める割合でコミットしたのではなく、施設やインフラの所要に基づき経費を分担するもの。経費については、今後、さらに事務的に精査される。このため、財政支出(真水)は上限としている。
 3 家族住宅は、「効率化」の4.2億ドルにより、実質的には25.5億ドルから21.3億ドルに減額。
 4 出資や融資等は、米国が支払う家賃や使用料により将来回収される。
 5 沖縄からグアムへの海兵隊移動経費やグアムにおける海兵隊の活動経費は、総額102.7億ドルに含まれない。

『防衛白書2007』254頁

〔 9 〕自衛隊に対する大学生の考え(2008.04.09 M S 大学)

- 1 自衛隊は不要(廃止)
 - 1) 以後、軍隊は持たない。 - - - - - a
 - 2) 災害復旧機能は、別組織として残す。 - - - - - b
- 2 自衛隊は必要
 - (1) 海外出動を認めない。活動範囲は日本周辺のみ。 - - - - - c
 - (2) 海外出動を認める。
 - 1) 海外での武力行使を認めない
 - 国連平和維持活動(PKO)や災害復旧出動までは認める。 - - d
 - 戦争する米軍の後方支援までは認める。 - - - - - e
 - 2) 海外での武力行使を認める
 - 米軍と共同での武力行使を認める。 - - - - - f
 - 自衛隊単独での出動・武力行使を認める。 - - - - - g

| 記号 | 内 容 | 人数(割合) |
|----|-----------------|------------|
| a | 自衛隊廃止 軍隊不保持 | 7 (4.4%) |
| b | 自衛隊廃止 災害復旧隊 | 27 (16.9%) |
| c | 専守防衛に徹する | 20 (12.5%) |
| d | PKO、災害復旧に限り海外へ | 78 (48.8%) |
| e | 米軍後方支援まで | 8 (5.0%) |
| f | 海外武力行使解禁(米軍と共同) | 4 (2.5%) |
| g | 独自の海外武力行使 | 12 (7.5%) |
| h | わからない | 4 (2.4%) |
| 合計 | | 160 |